

(案)

平成 31 年 2 月 12 日

長野市社会福祉審議会  
委員長 増山幸一様

児童福祉専門分科会  
会長 水口 崇

平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

平成 30 年 5 月 22 日付けで調査・審議を付託されました標記の件につきまして慎重に調査・審議をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

別紙 1 のとおり

## 平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

国の「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に基づき、次のように変更する。

## (1) 2019 年 4 月から 9 月までの保育所等保育料（利用者負担）

据え置きとする。

## (2) 2019 年 10 月以降の保育所等保育料（利用者負担）

- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供に係る幼稚園、保育所、認定こども園並びに子ども・子育て支援法に基づく地域型保育事業及び企業主導型保育事業の費用を無償化する。
- ② 無償化の開始年齢は、満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間を対象とする。但し、幼稚園（認定こども園における 1 号認定の子供も同じ）については、満 3 歳になった日から無償化の対象とする。
- ③ 幼稚園の預かり保育を利用する子供について、保育の必要性があると認定を受けた場合には、預かり保育の利用料を無償化する。（実際の利用量に応じて計算）
- ④ 認可保育所等に入ることができない子供について、保育の必要性があると認定を受けた場合には、認可外保育施設等を利用する際も無償化の対象とする。
- ⑤ 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

詳細については、別紙 1-1、1-2 のとおり。

**平成31年度（4月から9月まで） 保育料基準額表** 単位：円

**表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）**

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000	0	0
C	77,100円以下の世帯	10,100	5,050	0
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	20,500	10,250	0
E	211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

年齢制限なし  
多子カウントなし

多子カウントなし  
(小学校3年生以下)

**表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）**

階層区分	定 義	保育料(月額)												
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		7,600	3,800	0	7,600	3,800	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1		48,600円以上 60,000円未満		11,900	5,950	0	11,700	5,850	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000
D2		60,000円以上 76,000円未満		16,800	8,400	0	16,500	8,250	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550
D3		76,000円以上 97,000円未満		21,700	10,850	0	21,300	10,650	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050
D4		97,000円以上 123,000円未満		25,200	12,600	0	24,800	12,400	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500
D5		123,000円以上 148,000円未満		26,100	13,050	0	25,700	12,850	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900
D6		148,000円以上 169,000円未満		26,600	13,300	0	26,200	13,100	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650
D7		169,000円以上 219,000円未満		27,200	13,600	0	26,700	13,350	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850
D8		219,000円以上 265,000円未満		28,700	14,350	0	28,200	14,100	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350
D9		265,000円以上 301,000円未満		29,600	14,800	0	29,100	14,550	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800
D10		301,000円以上 397,000円未満		30,700	15,350	0	30,200	15,100	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350
D11	397,000円以上		31,800	15,900	0	31,300	15,650	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	

年齢制限なし  
多子カウントなし

多子カウントなし  
(小学校就学前)

**表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)**

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	所得割課税額 77,100円以下の世帯	3,000	0	0

年齢制限なし  
多子カウントなし

**表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)**

階層区分	定 義	保育料(月額)												
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	所得割課税額 D3の一部	48,600円未満		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0

年齢制限なし  
多子カウントなし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。  
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。  
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。  
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

**長野市多子世帯保育料軽減制度について**

1 対 象 保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん  
 2 軽減額 ① 3歳未満児で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。  
 ② 上記①以外のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。  
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

## 幼児教育無償化の対象者・対象範囲等

対象者	対象範囲	備考
3歳～5歳 (保育の必要性の認定に該当する子供) ・共働き家庭 ・シングルで働いている家庭など	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は、事業主拠出金を活用し、標準的な保育料を無償化
	幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行園）	月額 2.57 万円を上限に無償化
	幼稚園（認定こども園の1号認定子供も同様）の預かり保育	月額 1.13 万円を上限に無償化 実際の利用量に応じて計算（注1）
	認可外保育施設（都道府県等に届出を行い、国の指導監督の基準を満たすもの（5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象））（注2）	月額 3.7 万円を上限に保育料無償（注3）複数のサービスを組み合わせる場合も上限額の範囲内
3歳～5歳 (上記以外) ・専業主婦(夫)家庭など	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（注2）	月額 3.7 万円を上限に保育料無償（注3）複数のサービスを組み合わせる場合も上限額の範囲内
3歳～5歳 (上記以外) ・専業主婦(夫)家庭など	幼稚園、認定こども園	月額 2.57 万円を上限に保育料無償

（注1）幼稚園と預かり保育を利用している場合、幼稚園保育料無償化上限額（2.57万円）と合わせると月額3.7万円まで無償となる。

（注2）認可外保育施設等を利用する場合、対象者は保育の必要性があると認定された子供であって、かつ、認可保育所や認定こども園を利用できていない子供とする。

（注3）認可外保育施設等の保育料は、基本的に自由価格となっていることを踏まえ、利用者間の公平性の観点から、無償化措置に一定の上限を設ける。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、認可外保育施設等の無償化の上限額は月額4.2万円となる。

## 幼児教育無償化に伴う食材料費(副食費)の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。（国の方針に基づく）

- 1号認定子供（幼稚園等）、2号認定子供（保育所等）は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担する考え方は、これまでと変わらない。）※本市の公立保育所等における2号認定子供の主食の提供については別途検討。
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、新制度の対象となる施設においては、引き続き副食費の免除を継続する。  
 （※生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子）
  - 年収360万円未満相当の世帯における免除対象者の拡充及び新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図る。
- 3号認定子供（保育所等）は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。